

大阪市告示第771号

大阪市立旭区民センターについて、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、令和7年9月22日（月）の終日、臨時休館することを承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月2日

大阪市長 横 山 英 幸
(旭区役所地域課)